

特定創業支援等事業による証明書の発行について

新発田市が策定した創業支援等事業計画について、「産業競争力強化法」に基づき平成28年1月13日付けで国の認定を受けました。この計画に位置付ける「特定創業支援等事業」により支援を受け、市から証明書の交付を受けた方は、さまざまな優遇策を活用することが可能になります。

* 特定創業支援等事業とは *

特定創業支援等事業とは、創業希望者等が「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の創業に必要な4つの知識をすべて習得できるように支援する事業です。

市では、「個別相談」、「創業塾」、「経営支援セミナー」を特定創業支援等事業に位置付けています（2ページに掲載）。

* 特定創業支援等証明書の交付 *

市が指定する特定創業支援等事業により、原則4回以上かつ1か月以上の継続的な支援を受けた方には、必要に応じて市から「特定創業支援等証明書」を交付します。この証明書の交付を受けた方は、Step3（3ページに掲載）でご案内のとおり、さまざまな支援を受けることが可能になります。

各支援機関のお問い合わせ先

●新発田商工会議所

〒957-0053 新発田市中心4-10-10 TEL：0254-22-2757

●豊浦商工会

〒959-2323 新発田市乙次475-3 TEL：0254-22-3925

●紫雲寺商工会

〒957-0204 新発田市稲荷岡2371 TEL：0254-41-2319

●加治川商工会

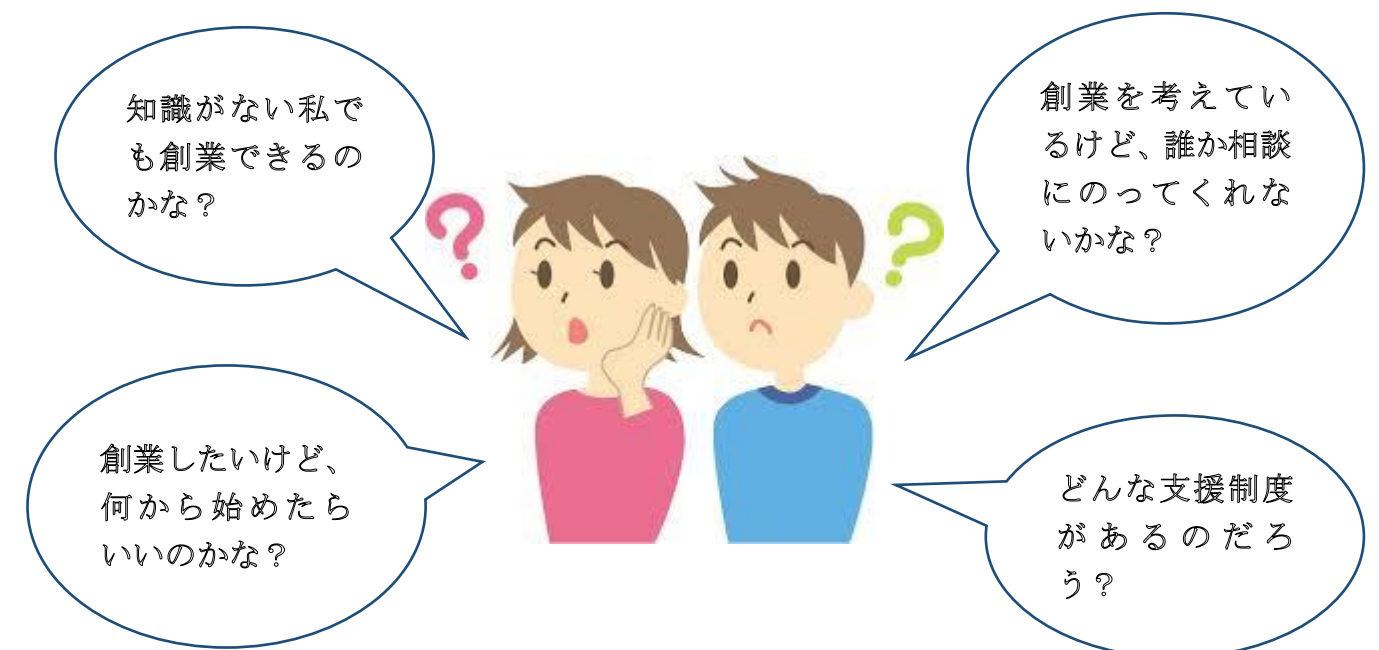
〒959-2415 新発田市住田510 TEL：0254-33-3931

●新発田市商工振興課

〒957-0053 新発田市中心3-3-3 TEL：0254-28-9650

平成31年4月1日発行

新発田での創業を 応援します！



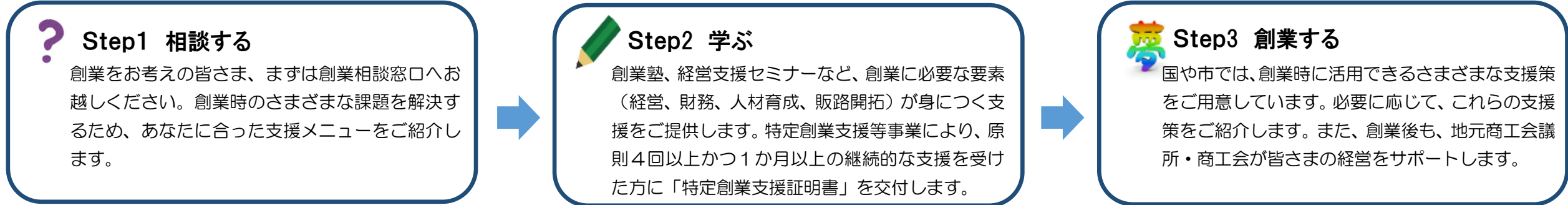
新発田市では、これから創業をお考えの方や創業して間もない方を支援するため、市内の創業支援機関と連携し、創業の段階に合わせたメニューを用意しています。

皆さまの「夢」の実現に向けて、お手伝いします。創業相談窓口までお気軽にご相談ください。

支援メニュー

創業の段階に応じた支援メニューを用意しています。皆さまの状況に応じた支援メニューをご紹介します。創業の実現までバックアップしていきます。

※創業までの流れの一例です。



※特定創業支援事業、特定創業支援証明書についての詳しい内容は、4ページで紹介しています。

? Step1 創業について相談する

メニュー	内容	実施機関	実施時期
創業相談窓口	相談内容や創業の段階に応じて、支援機関や支援メニューをご紹介します。	新発田市商工振興課 新発田商工会議所 豊浦商工会 紫雲寺商工会 加治川商工会	随時（平日） ※新発田商工会議所のみ、毎月第4日曜日も窓口開設（事前予約制）

Step2 創業に必要な知識やノウハウを学ぶ

* 特定創業支援等事業

メニュー	内容	実施機関	実施時期
個別相談	創業に必要な要素（経営、財務、人材育成、販路開拓）についてアドバイスします。	新発田商工会議所 豊浦商工会 紫雲寺商工会 加治川商工会	随時（平日）
創業塾	創業に必要な要素（経営、財務、人材育成、販路開拓）が身につく創業塾を開催します。	新発田商工会議所	平成31年6月～8月（予定）
経営支援セミナー	創業塾を補完し、より専門的な知識を体系的に身につけられるセミナーを開催します。	新発田商工会議所	随時 （年間10回程度）

Step3 さまざまな支援を活用して創業する

* 市の支援 *

メニュー	内容	実施機関	実施時期
創業者向け市制度融資	必要な資金を融資します。また、市が利子補給（3年間を限度）及び信用保証料補給（一部）を行います。	新発田市商工振興課	予算の範囲内で受付
新規創業支援事業助成金	市内において新規に創業する方へ、事業の継続に係る経費を助成します。（3年間） メインストリート1階部分：50万円/年 その他の地域：25万円/年 特定創業支援等証明書の交付を受けた方が対象	新発田市商工振興課	予算の範囲内で受付
個別相談	創業後も、地元商工会議所・商工会が相談に応じ、経営のサポートを行います。	新発田商工会議所 豊浦商工会 紫雲寺商工会 加治川商工会	随時

* 国の支援（特定創業支援等証明書の交付を受けた方が対象） *

メニュー	内容	証明書提出先
登録免許税の軽減	市内で会社を設立する場合、登録免許税が軽減されます。 ※株式会社の場合、資本金の0.7%が0.35%に減免（最低税額15万円が7万5千円に減額）	新潟地方法務局
創業関連保証の申込期間の特例	無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始6ヶ月前から利用可能になります。	新潟県信用保証協会 または金融機関
日本政策金融公庫「新創業融資制度」利用時の要件緩和	自己資金要件（開業資金総額の10分の1以上の自己資金を有すること）が撤廃となります。	日本政策金融公庫
日本政策金融公庫「新創開業支援資金」金利の引き下げ	新規開業支援資金について、貸付利率の引き下げ対象として同資金を利用することができます。	日本政策金融公庫